

希少野生動植物種保存基本方針の変更事項（案）

頁	項目	項目名	変更事項（案）
P2	第一	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する基本構想	
P2	<u>1</u>	<u>野生動植物の種の保存に関する基本認識</u>	・種の保存の目標について追記【戦略2章】
P2	<u>2</u>	<u>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存施策の基本的考え方</u>	・法改正による新たな制度の趣旨（種の特性や社会状況を考慮して適切に規制を講じる旨：特定第2種や認定動植物園を想定）等を追記
-	<u>3</u>	<u>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存施策の基本的進め方</u>	・優先度の考え方について記載【戦略4章2(1)(2)】 ・種の特性や減少要因等を踏まえた施策の選定、生息域外保全と野生復帰の考え方【戦略4章3(1)(2)】等について記載
P3	第二	希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項	・国内・国際希少種の指定につき意見を聴くこととされた学識経験者の役割、議論の情報公開の方針等について記載【答申3(5)】
P3	1	国内希少野生動植物種	・国内希少野生動植物種の指定の解除の考え方について追記【戦略5章2(1)】
P3	2	国際希少野生動植物種	
P3	3	特定 <u>第一種</u> 国内希少野生動植物種	
-	<u>4</u>	<u>特定第二種国内希少野生動植物種</u>	・特定第2種国内希少野生動植物種の選定対象に係る考え方を記載【答申3(1)】
P3	4 <u>5</u>	緊急指定種	
-	<u>第三</u>	<u>国内希少野生動植物種に係る提案の募集に関する基本的な事項</u>	
-	<u>1</u>	<u>募集する提案の内容</u>	・募集する提案の具体的内容や、提案を受け付ける際の考え方等について記載【答申3(1)】
-	<u>2</u>	<u>提案の取扱い</u>	・受け付けた提案の検討結果の公表等の考え方を記載【答申3(1)】
P4	第三 <u>四</u>	希少野生動植物種の個体等の取扱いに関する基本的な事項	
P4	1	個体等の範囲	
P4	2	個体等の取扱いに関する規制	・個体登録に係る個体識別措置について追記【答申3(3)】 ・特別国際種事業者の登録制及び管理票の作成義務について追記【答申3(3)】
P5	3	その他の個体の取扱いに関する事項	
P5	第四 <u>五</u>	国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項	
P5	1	生息地等保護区の指定方針	・希少種名を公表しない場合、指定を変更する場合、指定の期間を設ける場合、監視地区のみを指定する（管理地区を指定しない）場合の考え方を追記【答申3(1)】 ・指定効果の視点を踏まえた選定の考え方、複数の希少種を対象とした保護区として指定する場合の考え方を追記【答申3(1)、戦略5章2(1)】
P5	2	管理地区の指定方針	
P6	3	生息地等保護区及び管理地区の区域の保護に関する指針	
P6	4	生息地等保護区等の指定に当たって留意すべき事項	
P6	第五 <u>六</u>	保護増殖事業に関する基本的な事項	
P6	1	保護増殖事業の対象	・事業効果の視点を踏まえた事業対象の考え方を追記【戦略5章2(1)】
P7	2	保護増殖事業計画の内容	
P7	3	保護増殖事業の進め方	
-	<u>第七</u>	<u>認定希少種保全動植物園等に関する基本的な事項</u>	
-	<u>1</u>	<u>種の保存に取り組む動植物園等の認定</u>	・動植物園等が持つ種の保存上の機能及びそれを後押しするための認定制度の趣旨について記載【答申3(2)】
-	<u>2</u>	<u>認定の基準</u>	・認定の基準や審査に係る基本的な考え方について記載【答申3(2)】
P7	第六 <u>八</u>	その他絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する重要事項	
P7	1	調査研究の推進	・保護地域以外の取組も含む関係主体による保存施策の進捗把握と分析、施策の手法や技術の開発等の考え方について追記【戦略4章4(1)、戦略5章1(3)(4)、2(3)(4)】
-	<u>2</u>	<u>各種制度の効果的な活用</u>	・種の保存法以外の保護地域制度等の活用の考え方について記載【戦略4章4(2)、5章2(2)】
-	<u>3</u>	<u>多様な主体との連携</u>	・関係省庁、自治体との役割分担や多様な主体との連携の考え方等について記載【戦略4章4(3)、戦略5章3(1)】
P7	7 <u>4</u>	国民の理解の促進と意識の高揚	・適切な情報管理に基づいた保存施策の情報公開等の考え方について追記【戦略4章4(3)、戦略5章3(2)】
P7	7 <u>5</u>	国際協力の推進	

